

## 訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーションいづみは地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーション看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額加算します。

（新）訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに係る施設基準に準じて、当ステーションは下記の取り組みをしています。

- 1、 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成 4 年厚生省令 5 号)第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている（オンライン請求）
- 2、 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有している（マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認）
- 3、 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用して訪問看護を行うこと
- 4、 上記 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載し、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること

2025 年 5 月 1 日

医療法人社団研仁会 北海道脳神経外科記念病院  
訪問看護ステーションいづみ